

### ①介護保険給付サービス

|            |  |
|------------|--|
| 介護保険給付サービス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要支援及び要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。</li> <li>・ 1ヶ月ごとの包括費用（月定額）です。</li> <li>・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。</li> <li>・ 月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。</li> <li>・ 登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日</li> <li>・ 登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日</li> </ul> |
|------------|--|

#### ①－（２）小規模多機能型居宅介護費（1月あたり）

|        |        |         |         |         |         |         |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要支援1   | 要支援2   | 要介護1    | 要介護2    | 要介護3    | 要介護4    | 要介護5    |
| 3,403円 | 6,877円 | 10,320円 | 15,167円 | 22,062円 | 24,350円 | 26,849円 |

※なお、月の途中から登録した場合は、日割りでの算定となります。（下記参照）

#### ①－（３）各種加算

|                |  | 単位 | 料金     |
|----------------|--|----|--------|
| 初期加算           | 利用を開始した日から30日以内の期間について算定する加算です。<br>30日を越える入院をされた後に再び利用を開始した場合も含まれます。     | 1日 | 30円    |
| 認知症加算（Ⅰ）       | 日常生活に支障のきたすおそれのある症状または行動が認められることから介護を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）の場合に算定する加算です。 | 1月 | 800円   |
| 認知症加算（Ⅱ）       | 要介護2であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする利用者（日常生活自立度Ⅱ）の場合に算定する加算です。               | 1月 | 500円   |
| 看護職員配置加算（Ⅰ）    | 専従の看護師を1名以上配置している場合に算定する加算です。  | 1月 | 900円   |
| 看護職員配置加算（Ⅱ）    | 専従の准看護師を1名以上配置している場合の1月当たりの加算料金です。                                       | 1月 | 700円   |
| 訪問体制強化加算       | 登録者の居宅における生活を継続するために訪問の提供体制を強化した場合に算定する加算です。                             | 1月 | 1,000円 |
| 総合マネジメント体制強化加算 | 小規模多機能型居宅介護の質を継続的に管理した場合に算定する加算です。                                       | 1月 | 1,000円 |

|                    |  |                |        |
|--------------------|--|----------------|--------|
| サービス提供体制強化加算 (I) イ | 当該加算の体制・人材要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。                             | 1月             | 640円   |
| 栄養スクリーニング加算        | 利用開始時及び利用中6月ごとに栄養状態について確認を行い、栄養状態に関する情報を共有した場合に算定する加算です。     | 6ヶ月ごと          | 5円     |
| 介護職員処遇改善加算 I       | 当該加算の算定要件を満たす場合の1月当たりの加算料金です。<br>※当該加算は、区分支給限度額の算定対象から除かれます。 | 介護報酬総単位数の10.2% | 左記額の1割 |

②その他の費用について

以下の金額は利用料の全額が利用者の負担になります。

|              |  |
|--------------|--|
| ①送迎費         | 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。<br>・1kmにつき、20円（片道あたり）                                   |
| ②交通費         | 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を請求します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。<br>・1kmにつき、20円（片道あたり）               |
| ③食事の提供に要する費用 | 朝食 300円/回<br>昼食 500円/回<br>夕食 500円/回  |
| ④宿泊に要する費用    | 1泊 3,000円  |
| ⑤おむつ代        | 実費   |
| ⑥入浴用         | タオル代 80円/回<br>石鹸・シャンプー代 18円/回  |
| ⑦その他         | 日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者が負担することが適用と認められるもの。<br>・利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なもの<br>・利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なもの |

※月の途中から登録した場合（1日あたり）

|      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
| 112円 | 226円 | 339円 | 499円 | 726円 | 801円 | 883円 |